

深浦町自転車用ヘルメット購入費補助金 Q & A

Q：子どもが複数いる場合、保護者が申請者となり、まとめて申請してよいか。

A：補助金の交付は1人につき1回となります。ヘルメットを使用するお子さんが複数おられる場合は、保護者の方がそれぞれ申請する必要があります。

Q：ヘルメットは、深浦町以外の店舗で購入してもよいか。

A：深浦町以外の店舗でご購入されたヘルメットも補助対象となります。

Q：インターネットで購入したヘルメットも対象になるか。

A：添付書類として領収書の提出が必要になります。領収書には、購入者、購入日、購入店名及び購入金額の記載が必要ですので、同書類が出る店舗であれば、インターネット購入も可能です。

なお、送料や代引手数料は補助対象経費には含みません。

Q：領収書ではなく、レシートでもよいか。

A：ヘルメットを購入したものとして以下の内容を確認できるものであれば、レシートでも結構です。

①領収日 ②購入金額 ③購入店舗名

レシートの場合は氏名等の記載はなくても結構です。

Q：バイクや工事用のヘルメットは対象になるか。

A：作業用、防災用などのヘルメットは対象にはなりません。

自転車用ヘルメットのみが対象になります。

Q：企業や団体で購入した自転車用ヘルメットは対象となるのか。

A：対象にはなりません。

個人が購入されたヘルメットのみを対象としています。

Q：ヘルメットの安全基準の認証等が分かるものの書類とはどのようなものか。

A：・保証書や取扱説明書等の写し

・ヘルメット全体および安全認証マークがついていることが確認できる写真等

Q：令和7年4月1日より前に購入したヘルメットは対象となるか。

A：令和7年4月1日から事業開始となりますので、令和7年4月1日以降に購入したヘルメットが対象になります。

Q：子どもが高校生で町外に住所がある場合は対象となるか。

A：満18歳未満の子どもで住所が深浦町以外にある場合は、保護者の住所が深浦町の住民基本台帳に記録されていれば対象としています。

Q：自転車用ヘルメットの安全性を示すマークとはどのようなものか。

A：主なものは次のとおりです。



- **SGマーク**（一般財団法人製品安全協会の安全認証）
- **JCFマーク**（公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証）
- **CE EN1078マーク**（欧州連合の欧州委員会の安全認証）
- **GSマーク**（ドイツ製品安全法の安全認証）
- **CPSCマーク**（米国消費者製品安全委員会の安全認証）